

王子本町二丁目町会 鍵 管 理 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、王子本町二丁目町会会館の鍵の取扱について定めるものである。

(鍵の種類)

第2条 王子本町二丁目町会会館の鍵には次の3種類がある。本規程においてはこれら3種の鍵を指して単に「鍵」という。

- (1) 会館正面玄関入り口の鍵、即ち「学校側の鍵」
- (2) 会館裏手入り口の鍵、即ち「バス通り側の鍵」
- (3) 会館二階小会議室書庫「引戸の鍵」

(管 理)

第3条 鍵の管理は総務部長もしくは総務副部長が行う。鍵の管理を行う者を鍵管理者という。

2 鍵の管理とは以下をいう。

- (1) 事業年度ごとに鍵の定数と鍵保有者を定める。
- (2) 鍵一つひとつに鍵保有者名を記した名札をつける。
- (3) 鍵の裏面に刻印されている鍵番号を、鍵保有者ごとに書面に記録する。
- (4) 鍵保有者に鍵を交付する。
- (5) 余剰の鍵（定数に対し鍵保有希望者が少ない場合に生じる）を金庫に保管する。
- (6) 鍵保有者が適切に鍵を管理していることを定期的に確認する。
- (7) 鍵の複製、盗難、紛失が発生したときには、該当する鍵すべてを更新する。
- (8) 保有者資格を喪失した鍵保有者から、速やかに鍵の返還を受ける。
- (9) 管理状況を監査会に報告する。

(保有者資格)

第4条 鍵を保有し得る者は、会長、副会長、会計及び部長に限る。

- 2 鍵を保有し得る者で、鍵を保有する者を鍵保有者という。

(保有者の義務)

第5条 鍵保有者は、鍵管理者より交付された鍵を、善良なる管理者の注意義務を以って管理する。とりわけ鍵裏面の鍵番号の秘匿に注意を払う。

- 2 盗難、紛失、故障等の問題を生じた場合は直ちに鍵管理者に報告する。

(貸 与)

第6条 鍵保有者は鍵管理者の事前許諾を得て、町会員に対してのみ一時的短時日の間、自らが保有する「学校側の鍵」もしくは「バス通り側の鍵」を貸与することができる。

(貸与管理)

第7条 「学校側の鍵」もしくは「バス通り側の鍵」を貸与する鍵保有者は、次の貸与管理を行う。

- (1) 前条の事前許諾を得る際、貸与される者の氏名並びに貸与する期間を、鍵管理者に申告する。
- (2) 貸与される者に対し、鍵の紛失を戒め、複製を固く禁ずる。
- (3) 申告した貸与期間の終了後直ちに、鍵を回収する。
- (4) 鍵を回収し、鍵が鍵保有者の手許に復したことを鍵管理者に速やかに報告する。
- (5) 鍵を貸与された者が、鍵を紛失（盗難含む）あるいは複製した場合、貸与した鍵保有者が第10条の賠償責任を負う。

(禁 止)

第8条 誰であろうと鍵管理者に無断で、鍵の複製、廃棄、貸与及び贈与をしてはならない。

(返 還)

第9条 鍵保有者資格を喪失した者は、直ちに鍵管理者に鍵を返還する。

(賠償責任)

第10条 鍵保有者は、自己の保有する鍵を紛失（盗難含む）した場合には、鍵の使用停止および再発行にかかる実費の支払義務を負う。

付 則

- 1 この規程は、令和5年11月1日から令和6年3月末迄、内規として運用する。
- 2 この規程は、令和8年5月25日（総会の翌日）より施行する。